

23番。日本共産党の斉藤由美子です。先に行われました市議会議員選挙において、市民の皆さんからの大きなご支援で、再び市議会へ送り出して頂きました。今後も、清潔で公正な、真に住民のための市政となるよう、数少ない女性議員のひとりとして全力を尽くしてまいります。それでは、発言通告に沿って、一問一答で質問を致します。

はじめに、行政改革について質問いたします。

「官から民」「中央から地方へ」の掛け声のもと進められた小泉構造改革は、「骨太の方針」の名のもとに規制緩和を広げ、公共サービスの民営化を行いました。

その後、安倍政権はアベノミクスに構造改革を取り込みながら、さらなる行政改革を進め、2015年度には、行政サービスのアウトソーシングや、PPP・PFIと言われる公民連携の民間資金活用を優先的に検討するよう要請し、自治体事業を通じて様々な歳出削減を拡大してきました。

そもそも地方がこれほど疲弊することになったのは、輸入自由化などで農林畜産業を切り捨て、大店法の廃止によって商店街を衰退させ、「三位一体改革」による地方交付税の削減や、市町村合併を押し付けた歴代自民党政権の悪政による結果です。

それにもかかわらず安倍政権は、これらを反省するどころか、地方の衰退や人口減を逆手に取り、「だから行政サービスや公共施設の集約化が必要だ」と、財政支出の更なる削減を狙い、行政改革を加速させています。「地方創生」の名の下に、自治体では公共施設の集約化(統廃合や複合化による床面積の縮小)が進められ、窓口業務や公共施設運営などの公的サービスに民営化と民間委託が広がっています。

さらに安倍政権は、標準的な経費水準で交付税を算定せず、少ない経費で同程度の事業を行った自治体の経費水準で算定を行い地方交付税を削減する、いわゆる「トップランナー方式」まで導入しました。しかし、トップランナー方式によって得をする自治体はひとつもなく、交付団体にとっては全てが交付税減少の要因にしかありません。

大分市においてもこの間、国いいなりで行政改革を推進し、幼稚園の廃園、保育所の民営化、学校統廃合、家庭ごみの有料化などで市民に痛みを押し付け、公的サービスの民間委託、指定管理などで、正規職員を非正規雇用に置き換える改変を行ってきました。市民生活に密着した自治体業務を「産業化」するものであり、自治体の本来の役割を大きく後退させるものです。

そんな中、学校給食調理業務の民間委託が、昨年9月の第3回定例議会の補正予算で、保護者や関係者には説明もしないまま提案されました。先に議会で決定し、その後で保護者・関係者に報告するというやり方に、3つの実施校では不安や反対の声が広がりました。

行政改革を実施するにあたり、十分な説明と住民合意は大前提ではないのでしょうか。現場の反対や疑問の声を聞くこともなく決定する、このようなやり方は到底許されるものではありません。

市長は本議会の提案理由説明でも、「不断の行政改革の実行」を示唆されました。それは、行革プラン実行にあたり、十分な説明もせず推し進めていくということなのではないのでしょうか。そこでおたずねします。

■市民福祉の増進を目指すといいつながら、行政改革の矛先を教育にまで向け、市民に対して十分な説明も行わないまま行革を推進することは許されないと考えます。見解を求めます。①

次に、防災危機管理について質問いたします。

1点目は、新日鐵住金の火災についてです。

本年1月5日未明、大分市西ノ洲の新日鐵住金大分製鉄所で火災が発生しました。火災は、工場内の「主電気室」と言われる、地上2階、地下1階建ての施設で発生。延べ8千平方メートルの建物内で充満した煙の排出に時間がかかり、高温で消防隊員が近づくこともできず、消火活動が難航したと報道されています。室外への延焼の恐れはないとされていたものの、鎮火まで約35時間を要する大規模火災となりました。

日本共産党大分市議団と中部地区委員会は、市民生活の安全を最優先にする見地から事態を重く見て、1月16日新日鐵住金大分製鉄所と大分市に、それぞれ文書で申し入れを行い、①再発防止策を市民に公表すること、②施設内の総点検を行うこと、③不測の事態が発生した際は、背後地住民にいち早く情報公開を行うことを求めました。

しかし、2月28日に石炭ヤードでボヤ、3月8日に焼結工場から出火、相次いで火災が発生する事態となっています。

1971年4月から稼働している当施設は、すでに46年が経過しており、施設内設備の老朽化は明らかです。けが人や延焼がなかったことは、不幸中の幸いだったと言えますが、居住地とコンビナート群が極めて近い位置にある大分市において、当然、背後地住民には大きな不安が広がっています。

また、施設の老朽化は、工場内で働く労働者の命に関わる問題でもあり、設備の更新が早急に求められます。そこで、質問いたします。

■今回の火災について、原因の詳細をお聞かせください。②

■早急に、設備の総点検を実施すべきと考えます。見解をお聞かせください。③

2点目は、災害時の対応についてです。

今年1月17日午後10時前、大分市下郡にあるリサイクル工場、エスプレス大分においても火災が発生しました。工場敷地内には廃油が保管され、付近には都市ガスのタンクがあり、警察は1.7キロにわたって道路を封鎖し、消火活動が行われる大きな火災となりました。

火災の翌日、工場周辺にお住まいの方々からお話を伺いました。出火した工場がある下郡工場団地周辺では、「息子から連絡が入り、息子宅に避難した」「小さな子どもが2人いるので、とにかく自主的に避難した」という方がおられる一方で、アパート2階には「寝ていたので、朝まで全く気付かなかった」という一人暮らしの方もおられました。

また、下郡バイパスを挟んだ工場向かい側の羽田地区の方は、「煙がすごくて、火が上がっているのが見えた。万一のために、貴重品だけはひとつにまとめた」「爆発音がしたが、どこに行けばいいかわからなかった」「交通規制になって、バイパスは動けない車や人でいっぱいだった」「大分ガスが燃えているとの話もあった」「うちは警察から避難して下さいと言われた」等など、状況も情報も様々で、火災時の騒然とした様子が伺えました。

その他、「近くのデイサービスはいざという時、職員だけでは高齢者を連れて逃げ出せないのではないか」「火災時、とにかく植田方面まで避難し、飲食店で待機した。午前2時の閉店まで様子を伺っていたが、いつになれば帰れるか(現場の様子が)分からなかった。帰りついたのは午前3時過ぎだった。

うちは車があったから避難できたけれど、車がなければどうにもできないと思う」など、様々なご意見も寄せられました。

危険物施設等の周辺においては、災害の状況や避難勧告など、特に早めの情報提供と避難支援等が欠かせません。二次災害の危険が迫ってからの対応では、住民の命を守ることはできません。そこで、質問いたします。

■今回の様な危険物施設等の周辺などで、大規模な災害につながるおそれがある場合、周辺住民にいち早く災害状況を知らせる情報提供体制を構築すべきと考えますが、見解をお聞かせ下さい④

次に、「おおいた中心市街地まちづくりランドデザイン」(案)について質問を致します。

その中で「鍵」となる施策のひとつ「安心して子育てできる環境づくりについて」です。

今後、中心市街地においては、雇用の拡大や人口増も考えられ、このエリアで働く方々の新たな保育の受け皿も必要になると思います。閉校となった荷揚町・中島両小学校の跡地利活用も、いよいよ具体的な検討に入っていくことと思います。

以前も質問しましたが、子どもたちの学校を、子どもたちに返して頂きたい。地域の学校だった場所に、また子どもたちの姿が戻るよう、子どもたちの拠点をつくれませんか。

■中心市街地だからこそ、子どもに関する研修やイベント、保育設備も備え、子どもルームとも一体となるような総合的な子どもたちの為の空間を検討すべきと考えます。見解をお聞かせください。⑤

次に、教育行政について質問します。

学校図書館支援員についてです。

2014年6月の参議院において、学校図書館法改正案が審議され、全会一致で可決されました。これにより、学校図書館において司書にあたる業務を行う職員は「学校司書」として、ようやく法によって位置づけられることとなりました。

新たに加えられた第6条では、「(前略)専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。」とし、同条第2項では、「国及び地方公共団体は、(中略)研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定しています。更に、「配置促進」「職務の重要性」「継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備」などを掲げた付帯決議も加えられています。

学校図書館は、(1)読書センター(2)学習センター(3)情報センターとしての役割を担うと同時に、昨今、子どもたちの「居場所」として、「心の支え」ともなりうる重要な役割を担う空間となっています。

現在、大分市においては、大規模校は専任、小規模校では2校兼任、司書資格の有無は問わない「学校図書館支援員」が、年間900時間の時間の上限付きで、配置されております。これまで、私は学校図書館支援員の必要性を訴え、1校ひとりの専任配置にするよう再三議会で求めて参りました。

文科省は、2017年度の予算案において、「計画的な図書更新」「学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充」を盛り込み、2017年4月からの「第5次学校図書館図書整備等5か年計画」

に向け、地方財政措置を、「おおむね2校に1名程度」から「おおむね1.5校に1名程度」と新たな拡充を示しました。

現在、大分市内で兼任となっている学校において、図書館支援員が図書館業務に従事できるのは1週間に2日のみです。これでは、本の修理や配架の整理、児童生徒への本の紹介などを行うことはほとんどできません。

その一方で、自主的に外部の研修に参加し、司書資格まで取得した支援員もいます。それなのに、交通費すらつかない時間給で、年間900時間の上限がある現在の処遇では、経済的な理由で、結局辞めていく支援員も少なくありません。「仕事は大好きだけど、続けられない」というのが現状なのです。図書館司書は本来、専門職です。児童書に関する情報収集のみならず、児童生徒の読書の傾向などを知り、スキルを積み重ねることで、その学校オリジナルの図書館運営が可能になります。

昨今、学校図書館の役割がますます重要視される中、「1校ひとりの専任配置」、および「継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備」は、待ったなしのところまで来ています。そこで質問致します。

■学校図書館支援員の業務内容を見直し、市内すべての小中学校に学校図書館支援員を専任配置すべきと考えます。見解を求めます。⑥

最後に、人権・同和対策について質問いたします。

「部落差別の解消の推進に関する法律」についてです。

この法案は、2016年12月9日、日本共産党が断固反対する中、参議院本会議で可決・成立し、16日に施行されました。

法の内容は、現在もなお部落差別は存在するという認識で始まっていますが、部落差別を許さない社会的環境は前進しています。2002年国(総務省)が、特別対策を終了した際に発行した「同和行政史」には、次のように書かれています。

「このように同和地区が大きく変化した状況で特別対策をなお継続していくことは、同和問題の解決に必ずしも有効とは考えられない事である。行政施策は、本来、全国民に等しく受益が及ぶように講じられるべきものであり、国民の一部を対象とする特別対策はあくまで例外的なものである。その上、施策の適用上、地区や住民を行政が公的に区別して実施する特別対策の手法が、差別の解消という同和行政の目的と調和しがたい側面がある」この点は、本当に重要な事だと思います。

日本国憲法は、部落問題だけでなく、すべての国民の基本的な人権を謳っています。

分け隔てなく、等しく市民として生活している人々の中に「特別扱い」を復活させれば、逆に、旧同和地区住民かそうでないかという新たな壁、「新たな差別意識」を生み出すこととなります。そこで、質問いたします。

■立法根拠があいまいなまま恒久法を制定し、国民に「解消」を義務付け部落差別と同和利権を固定化し永久化するこの法律は、ただちに撤回するよう国に求めるべきだと考えます。見解を求めます。

⑦